

# 要 望 書

平成27年8月

北関東磐越五県知事会議

福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県

福島県知事 内堀 雅雄

茨城県知事 橋本 昌

栃木県知事 福田 富一

群馬県知事 大澤 正明

新潟県知事 泉田 裕彦

## 【 目 次 】

1	原発事故への対応と東日本大震災からの復興について . . .	1
	・ 風評被害対策について . . . . .	1
	・ 損害賠償について . . . . .	2
	・ 除染対策について . . . . .	3
	・ 放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理について . .	4
	・ 東日本大震災からの復興について . . . . .	5
	・ 原子力安全対策について . . . . .	7
2	地方創生に向けた取組の推進について . . . . .	10
3	広域的な地域ネットワークの形成及び	
	港湾・空港機能の強化等について . . . . .	12
	・ 高速道路網等の整備促進等について . . . . .	12
	・ 港湾の整備促進について . . . . .	13
	・ 地方空港の振興について . . . . .	14
	・ 鉄道の復旧について . . . . .	14
4	中山間地域における農林業の維持発展に向けた	
	新たな支援制度の構築等について . . . . .	15
5	退職手当債の継続について . . . . .	17
6	野生鳥獣被害対策の取組支援について . . . . .	18

## 要望事項 1 原発事故への対応と東日本大震災からの復興について

平成23年3月に発生した東日本大震災から4年以上が経過したが、県民生活や企業活動は依然として厳しい状況が続いている。

各地域では、国の各種支援措置を最大限に活用し、風評被害対策や除染など各分野における取組を積極的に展開しており、北関東磐越五県においても、連携を強化し風評被害の払拭など共同事業に取り組んでいるが、本格的な復興のためには、集中復興期間終了後も引き続きあらゆる面で国の支援が不可欠である。

については、次の事項について早急に対策を講じるとともに、各県における復興の取組に対して積極的に支援を行うよう要望する。

### 【風評被害対策について】

- 1 観光客の減少が深刻な地域の観光促進キャンペーン、国際会議の誘致等の誘客対策に取り組むとともに、観光客の回復に向けた国内外における五県共同事業について、強力に支援を行うこと。
- 2 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域の拡大を図ること。
- 3 中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけること。  
また、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。
- 4 諸外国の輸入規制の解除に向けた取組状況及び関係国の反応について、関係県に対し継続して状況説明を行うこと。
- 5 食品中の放射性物質に関する国民の理解促進や、県や市町村が実施する検査体制への継続的な支援と国の検査体制の維持に努めるとともに、検査結果の正確な情報発信や、安全性が確認された食品の積極的なPRを行うこと。  
また、県や市町村が行う農林水産物等の風評被害対策について、財政支援も含めた積極的な支援を行うこと。

## 【損害賠償について】

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることがなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、東京電力を指導すること。  
また、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。
- 2 あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に早急に明示すること。
- 3 農機具や農業用施設などのいわゆる償却資産の再取得に要する費用等について、事業再建に支障が生じることのない、的確な賠償がなされるよう東京電力を指導すること。
- 4 農業者・団体が自ら行う農地、農業用施設、樹木、シイタケほだ場などの除染に要する費用について、農業者等に負担が生じないよう基準を明確に示すとともに、確実な賠償を行うこと。  
また、農林水産業者・団体が負担した農林水産物の自主検査に要する費用（検査機器、人件費等）について、被害者に寄り添い迅速な賠償を行うよう東京電力を指導すること。
- 5 消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払いを遅延させないよう東京電力を指導すること。
- 6 地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等についても、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。

## 【除染対策について】

- 1 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の適用に当たっては、すべての地域において「比較的線量の高い地域」と同等の取扱いとすること。
- 2 汚染状況重点調査地域の指定の有無にかかわらず、除染等の措置に要した全ての費用については、国及び東京電力の責任において万全の措置を講じること。
- 3 河川や湖沼等における実効性の高い除染技術を確立すること。
- 4 森林の除染については、森林内の放射性物質の動態変化など、これまでに集積されている知見に基づき、森林全体の除染の方針を速やかに決定し、実施に移すこと。
- 5 除去土壌等については、国が責任をもって処理施設を早期に確保すること。

## 【放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理について】

- 1 放射性物質に汚染された廃棄物の処分について、住民理解を得るために国が前面に立って説明責任を果たすこと。
- 2 放射性物質に汚染された浄水発生土、下水汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物等の廃棄物の処分に関し、指定廃棄物については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。
- 3 8,000Bq/kg以下の廃棄物については、一部で処理が進められているものの、焼却灰や建築・農業系廃棄物などの多くは処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任において実効性のある処理対策を講じること。
- 4 農業用ダム・ため池等の放射性物質対策等で発生する土砂等を、放射性物質汚染対処特別措置法の対象とし、早急に処理や再利用等の基準を定めること。また、汚染土砂については、国が責任をもって迅速かつ適切な処理を進めること。
- 5 汚染廃棄物対策地域内における建設工事等から発生する廃棄物や汚染土砂等については、その汚染濃度に関わらず、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。
- 6 これらの廃棄物等の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに要した費用について、今後発生するものも含め、国及び東京電力の責任において、万全の賠償を行うこと。

## 【東日本大震災からの復興について】

- 1 東北横断自動車道いわき新潟線の全線4車線化、東北縦貫自動車道の全線6車線化、常磐自動車道の暫定2車線整備区間の4車線化、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道水戸線の早期全線供用を図ること。
- 2 災害時の港湾機能の強化のため、直轄事業による防波堤等の外郭施設や耐震強化岸壁等の整備を促進すること。
- 3 災害時の医療体制の強化や福祉サービスの確保のため、災害医療の拠点となる病院の整備、医療・社会福祉施設の耐震・免震化の推進や自家発電装置の整備等に対し、財政支援措置を充実すること。
- 4 都道府県防災行政無線の再整備や市町村における消防救急デジタル無線・防災行政無線の整備、避難所の耐震化、防災拠点施設等の整備など、引き続き防災・減災対策に取り組む必要があることから、緊急防災・減災事業債による措置を恒久化し、安定した財源を確保すること。
- 5 消防防災施設（設備）災害復旧費補助金及び社会福祉施設等災害復旧費補助金については、復旧が進んでいない避難指示区域を有する福島県の現状等を踏まえ、当分の間継続すること。
- 6 災害時に避難所等となる学校施設の耐震化を更に促進するために、小中学校施設については、地震防災対策特別措置法に規定されている国庫補助率の嵩上げを継続すること。  
また、 $I_s$  値 0.3 以上の建物についても  $I_s$  値 0.3 未満の建物と同様の国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、地方債及び地方交付税措置の充実を図ること。  
さらに、躯体の耐震化に加えて、吊り天井等の非構造部材の耐震化についても、国庫補助の嵩上げ等の財政措置の充実を図ること。  
また、すべての特別支援学校についても、小中学校施設と同様、国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、高等学校施設についても、より一層、財政措置の充実を図ること。



- 7 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を運用する国として、電力会社と連携した系統の増強策を講じるとともに、接続可能量や申込状況等に係る情報を、電力会社が随時公開する仕組みを構築すること。

## 【原子力安全対策について】

- 1 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の原因を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括した上で、国民に明確に説明すること。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、関係機関や専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行ったうえで、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力施設の安全性向上のため、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むとともに、取組状況や安全性について、責任を持って国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

- 2 原子力規制委員会は、引き続き、高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、関係自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善できる仕組みを構築すること。

また、新規制基準に基づく適合性審査について、設備運用に係るソフト面の規制を含め、厳格かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

- 3 東京電力福島第一原子力発電所においては、事故の完全収束に向け、汚染水対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って安全かつ着実に進めること。

また、東京電力に対しては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるよう求めるとともに、その取組に対する指揮監督を徹底すること。

- 4 放射能に対する国民の不安を払拭するとともに、風評被害を防止するため、国の責任において、放射線のモニタリング調査などを十分に行うとともに、その結果を総合的に国民に分かりやすく説明するなど、必要な対策を強化すること。

- 5 原子力防災対策については、原子力災害が起きた場合の住民の

安全を最優先に捉え、国が責任をもって行うこととするとともに、原子力災害対策指針の今後の改訂に当たっては、最新の知見や国内外の状況を踏まえつつ、地域の実情を考慮し、国が責任を持って防災対策を担うことを明確にすること。その際、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）などにおいて一時避難所や病院等への防護措置を含む具体的な対策、隣接県への避難を含め策定すべき避難計画の内容などについて、関係自治体の意見を尊重した上で、国としての考え方を早急に示すこと。

また、UPZ外の自治体でも、必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について、改めて検討を行うこと。

加えて、原子力の防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

さらに、資機材の配備やインフラ整備等に必要な経費については、UPZ外の地域における対策に要する経費を含め、国において確実に財政措置を講じること。

6 現在、緊急作業時における被ばくに関する規制の改正について検討がなされているところであるが、さらに迅速な対応が図られるよう特殊部隊の創設などを検討すること。

また、事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、関係地方自治体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。

7 避難行動要支援者の避難については、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保など国として具体的な支援体制を確立すること。

8 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、緊急被ばく医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時避難所等の整備及び放射線防護対策等について、原子力防災会議が積極的に調整すること。

9 東京電力福島第一原子力発電所事故の検証を行った上で、再処理施設や加工施設及び事故を起こした原子炉などに係る原子力災

害対策重点区域の範囲についての考え方を早急に示すこと。

併せて、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても必要な対策を示すこと。

- 10 今後の廃炉作業を担う、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、作業環境の改善や労働災害の再発防止対策等の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

## 要望事項 2 地方創生に向けた取組の推進について

現在、我が国は、急速な少子高齢化の進展と人口減少という、地域社会の存続をも脅かしかねない、大きな課題に直面しており、中山間地域を有する福島・茨城・群馬・新潟・栃木の北関東磐越五県においても同様である。

国においては、昨年末に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その後、平成 26 年度補正予算で「地域住民生活支援等緊急支援のための交付金」、併せて平成 27 年度地方財政計画では「まち・ひと・しごと創生事業費」を措置するなど、地方創生に向け、国と地方が一体となった取組が進みつつある。

現在、北関東磐越五県においても、市町村との連携を図りながら、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を急ピッチで進めているところである。

今後、総合戦略の実行段階において着実に成果を上げ、力強い潮流をつくっていくためには、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して地方創生に取り組めるよう、十分な財源の確保が必要である。

また、課税権や労働法制、年金の制度設計、高等教育機関の配置、医療資源の配分など、人口減少問題を解決するために大きな影響のある施策は、国に決定権があり、今後、権限を持つ国自らがなすべき施策をスピード感を持って大胆に実行していくことが不可欠である。

そこで、次の事項について、地方の声を十分に聞き、地方の実態を踏まえ、総合的な対策を講じるよう強く要望するものである。

- 1 地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるため、平成 26 年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る新型交付金を創設すること。なお、新型交付金は先駆性のある取組等、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除すること。

また、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を十分に確保すること。

さらには、地方創生を総合的に支援する新たな地方債を創設すること。

2 人口減少の背景にある構造的課題を解決するため、国においても、以下の事項についてスピード感を持って積極的な施策展開を図ること。

(1) 地方への新しい「ひと」の流れや新しい「しごと」を生み出すため、地域の実情に応じた地方創生の拠点づくり等に対する支援制度の創設・拡充

(2) 企業の本社機能・大学・政府機関等の地方移転の促進や、地方国立大学等の運営基盤の強化等

(3) 地方に就職・定着する若者に対する支援策の強化や、女性の継続雇用・再就職を支援する施策の充実

(4) 結婚・出産・子育てを後押しする経済的支援制度など、切れ目のない総合的な施策の推進

- ・ 結婚や子育てに関する教育の充実及び意識啓発、機運の醸成
- ・ 子どもに対する医療費の負担軽減に資する全国一律の助成制度の創設及び現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険国庫負担金等の削減措置の廃止
- ・ 3人以上を育てた場合の年金加算など、多子世帯に配慮した制度の検討

(5) 6次産業化などによる農林水産業の振興や、周遊観光の推進による観光関連産業等の振興など、地域の特性を活かした産業の活性化に向けた総合的な施策の推進

### 要望事項3 広域的な地域ネットワークの形成及び 港湾・空港機能の強化等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、日本列島の中央部に位置し、太平洋と日本海に臨む、本州の重要な交通結節点である。五県は互いに隣接し、豊かな自然環境や生活文化を有するとともに、エネルギーや水資源、農産物の首都圏への供給源であるなど、経済面でのつながりも深い。

さらに、平成23年3月の北関東自動車道全線開通により、北関東磐越五県は高速道路でループ状につながり、人・物・情報・産業・文化などの連携、交流が一層深まる環境が整ってきたところである。

一方、東日本大震災や世界的な景気低迷は、地方経済に大きな影響を及ぼしており、地域の活性化のためには、高速道路や鉄道の整備による広域的な交通ネットワークの形成や、空港・港湾機能の強化により利用促進を図ることが不可欠である。

そこで、国におかれては、次の事項について予算の十分な確保を図り、社会基盤の整備及び維持管理並びに事業の円滑な推進を強く要望する。

#### 【高速道路網等の整備促進等について】

- 1 常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道の整備促進を図ること。
- 2 東北縦貫自動車道宇都宮IC以北の6車線化、東北横断自動車道いわき新潟線会津若松IC以西の4車線化のほか、岩舟JCT付近の拡幅工事の整備促進など、渋滞が発生している区間の渋滞緩和、安全性向上、冬期交通確保に向けた対策を行うこと。
- 3 高速道路利用者の利便性・快適性の向上のため、北関東自動車道太田PAの整備促進を図ること。
- 4 渋滞緩和や地域振興に寄与する社会便益の大きいスマートICの増設を推進するとともに、整備に必要な財源を確保すること。また、車長や時間制限の解除に向けた自治体の取組を支援するこ

と。

5 広域観光の促進による地方創生及び災害時輸送路の多様性確保のため、高速道路網の空白地帯を補完する地域高規格道路の整備促進を図ること。

6 高速道路は国の根幹を成す道路であることに鑑み、高速道路を跨ぐ橋梁の定期点検、補修補強工事及び撤去は、国もしくは高速道路会社が施工する制度を新たに創設すること。

また、上記施工に要する費用は国が負担する制度とすること。

新たな制度が創設されるまでは、市町村が定期点検、補修補強工事及び撤去を実施する場合については、社会資本整備総合交付金の補助率の嵩上げ及び特別枠として必要な予算を確保すること。

#### 【港湾の整備促進について】

1 我が国の経済活動、国民生活、防災等にとって、真に必要な港湾事業については、集中した投資を行い事業の促進を図るとともに、茨城港、鹿島港、小名浜港、相馬港、新潟港、直江津港の一層の整備、機能強化を促進すること。

また、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する耐震強化岸壁の整備が重要であり、これらを推進すること。

2 産業の国際競争力の確保等全国的な見地から必要な施設整備については、国が自ら責任をもって実施すること。

3 国際バルク戦略港湾及び日本海側拠点港の整備を促進するため、重点的な予算の確保と国費嵩上げなどの財政的支援措置や規制緩和などの制度設計を早期に示すとともに、民間の埠頭運営事業者が行う施設整備への補助率の嵩上げや無利子貸付制度の対象範囲の拡大など、支援制度を拡充すること。

4 必要な公共事業費を確保し、港湾海岸の整備や、管理等が困難になるようなことを回避するとともに、既存施設の有効活用のため、維持補修に係る国の技術的支援並びに予算措置等の充実を図ること。



## 【地方空港の振興について】

- 1 東日本大震災及び原発事故の影響による国際線の運休が継続していることから、国において、諸外国に対し正確な情報を発信するとともに、国際線の早期再開や新規路線の就航に向けた県の取組等に対する支援や国管理空港における着陸料金の軽減措置を講じること。
- 2 福島空港・茨城空港・新潟空港を活用した、北関東磐越地域を周遊する広域観光ルートの策定や観光誘客等、各県が連携した空港の利用促進に係る取組に対する支援を行うとともに、国においても外国人観光客の誘客促進に積極的に取り組むこと。
- 3 訪日観光査証の要件緩和や入国手続の円滑化・迅速化など、外国人観光客の受入体制の整備を図ること。あわせて、外国人向け免税店制度や海外発行カードに対応した施設の拡充、公共交通機関における外国語表示の充実やICカードの利用拡大など外国人観光客の受入環境の整備を促進すること。

## 【鉄道の復旧について】

- 1 JR常磐線とJR只見線の早期全線復旧を図るよう、JR東日本を指導すること。
- 2 現行の鉄道復旧支援制度における赤字要件などの補助要件の緩和等を行うこと。
- 3 JR常磐線については、駅舎移設等により原状の復旧から増加する事業費について、国が支援すること。  
また、JR只見線については、その復旧工事費について、JR東日本に対し地元自治体と連携して支援すること。

## 要望事項 4 中山間地域における農林業の維持発展に向けた新たな支援制度の構築等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、米をはじめとした農林産物の主要な産地であり、大消費地への食料等の供給基地としての役割とともに、中山間地域が有する国土保全、水源かん養、景観形成、大気保全機能などの公益的機能の維持という大きな役割も果たしている。

平成12年度から開始された中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生防止等、中山間地域における農業の維持に一定の効果があるものの、若者の就農を促進するまでには至らず、農業者の高齢化に歯止めをかけられないという課題がある。

このため、傾斜地が多く農地が小区画、不整形であるなど、生産条件が厳しいことから、規模拡大による所得確保が困難な中山間地域においては、農業を営むことで他産業並みの所得が確保され、後継者が安心して農業経営に取り組める新たな支援制度を、国が責任を持って構築すること。加えて、地域の特性に合わせた農業を実現するために現行制度の改善を図ることを要望する。

一方、林業については、戦後造林された人工林が本格的な収穫時期を迎えてきているものの、収益性が確保されず、林業生産活動の停滞が課題となっている。

このため、素材生産から木材利用に至る一体的な取組を加速させることで収益性を高めて、林業が再生できるよう、積極的かつ継続的な国の支援を要望する。

- 1 中山間地域等直接支払制度の中山間地域の有する多面的機能の発揮という観点に加え、社会政策的観点も含め、中心市街地へのアクセスや積雪量など社会・自然条件を踏まえた支援水準の設定等により、中山間地域における農業が継続できるよう十分な所得を確保するための公的なサポート（中山間地域維持のための新たな直接支払など）の拡充を図ること。
- 2 安定した財源の確保と合わせ、営農の継続と後継者の確保に向けて地域の実情に即して効果的な支援が行われる制度を構築すること。

- 3 中山間地域において地域の特性に合わせた農業を実現するため、強い農業づくり交付金の取組要件の更なる緩和など、収益性の高い園芸作物等に新たに取り組む場合の支援制度の充実を図ること。
- 4 遊休農地に対する固定資産税の課税強化については、農地中間管理機構を通じた農地集積等の誘導策として検討されているが、特に、中山間地域等の条件不利地域における遊休農地は、借り手を探すことが難しく、税負担のみ重くなることが懸念されることから、中山間地域の厳しい実態に配慮し、慎重に議論すること。
- 5 地域の実情を踏まえ、素材生産から木材加工・流通・利用までの一体的な取組が推進できるよう、森林整備加速化・林業再生交付金の継続及び拡充を図ること。

## 要望事項5 退職手当債の継続について

退職手当債は、団塊世代の職員が退職期を迎え、退職手当の急激な負担増により、本来の行政サービスが低下しないよう、平成18年度から27年度の10年間に限り措置された特別の地方債である。

昭和50年代における児童生徒数の急増傾向の中で教員を増員したことに加え、昭和55年以降、義務標準法に基づく第5次教職員定数改善計画による「40人学級制」の取組等により増加した教員の退職が今後ピークを迎える予定であり、平成27年度までの対象期間以上に退職者数及び退職手当額の増加が見込まれる。

教員の退職者数は、全国的な傾向と同様に、北関東磐越五県においても高止まりが見込まれることから、平成28年度以降当面の間、退職手当債の継続を要望する。

## 要望事項6 野生鳥獣被害対策の取組支援について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県に埼玉県を加えた六県では、野生鳥獣による農作物等への被害対策を強化するため、「野生鳥獣による農作物被害対策連携会議」を設置し、広域による情報共有や人材の育成等に取り組んでいるところである。

野生鳥獣の個体数増加による農作物被害の深刻化・広域化を踏まえ、国では、捕獲活動のさらなる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止による集中的・効果的な対策を緊急的に実施するとして、平成24年度補正予算において3カ年の「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策（基金事業）」を創設し支援してきた。

この度、国は、この基金を1年前倒しで廃止し、平成27年度からは「鳥獣被害防止総合対策交付金」の中に、基金事業で実施してきた助成のメニューを追加した。しかし、同交付金は、前年に比して増額されず、国の予算は実質的に減額となっていることから、計画的な事業の推進に支障を来す状況となっている。

野生鳥獣による農作物等への被害は、農業経営はもとより、営農意欲の減退や生活環境の悪化にも繋がり、地域の活力低下、更には地方創生への大きな影響も危惧されることから、今後、市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づく有害捕獲、被害防除、生息環境管理などの被害防止対策が着実かつ計画的に進められるよう必要な予算の確保を要望する。